

## BEL S 評価業務開始についてのご案内

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第7条に基づく「建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針」（ガイドライン）による建築物省エネルギー性能表示制度のための第三者認証である建築物の省エネルギー性能表示制度評価業務の開始についてご案内いたします。

1. 業務開始：2017年4月1日
2. 業務区域：日本全域
3. 業務範囲：新築または既存の住宅、非住宅及び住宅・非住宅複合建築物
4. 業務内容：申請図書等に基づき、建築物が申請書に記載されている性能を有しているかを確認し、「BEL S 評価書」を交付します。
5. 審査料金（詳しくは料金規程をご確認ください。） （税別）

適用範囲等		料金
戸建住宅	単独審査	30,000円
	審査利用 ※1	10,000円
共同住宅	300㎡未満	40,000円＋戸数×4,000円
	300㎡超～1000㎡以下（住戸のみ）	55,000円＋戸数×3,500円
非住宅	300㎡未満（標準入力法）	130,000円
	300㎡超～1000㎡以下（標準入力法）	180,000円

※1 審査利用とは、当社に住宅性能評価、長期優良住宅認定に係る技術的審査または低炭素建築物認定に係る技術的審査等のエネルギー消費性能の審査が含まれる商品を申請している場合に限りです。

詳しくは料金規程をご確認ください。

6. 必要書類（各2部ずつ提出）

必要書類および図面	
各種サービス申込書	当社ホームページ帳票類ダウンロードから入手できます。 <a href="http://www.house-gmen.com/pages/download/index.html">http://www.house-gmen.com/pages/download/index.html</a>
申請書	
掲載承諾書	
委任状（代理依頼の場合）	
設計内容（現況）説明書	省エネルギーに関する設計内容を記載した定型様式
各種図面	配置図、仕様書（仕上表含む）各階平面図、立面図、矩計図、基礎伏図等
各種計算書	評価に必要な一次エネルギー消費量計算プログラムによる結果を含みます。
その他	評価に必要な各種材料などの認定書や証明書類等

【参考：一般社団法人 住宅性能評価・表示協会】

<http://www.hyoukakyokai.or.jp/bels/shinsei.html>

7. お問い合わせ：株式会社ハウスジーメン 審査部 審査室 TEL:03-5408-8496